

京都市嵯峨野児童館 評価結果報告

＜ I 福祉サービスの基本方針と組織 ＞

I-1 理念・基本方針

【評価項目】 I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

	標準項目	評価
1	法人(児童館)に、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人(児童館)内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	—
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 I-1-(1)について

講評

児童館の理念や基本方針について職員の理解が深まる取組が期待されます

- ① 法人の基本理念と児童館が大切にしていることが玄関に掲示されており、利用者や職員がいつでも確認することができます。
- ② 放課後児童クラブの利用者が多く、乳幼児保護者や児童クラブに登録しない子どもたちに対して児童館の利用対象が十分に浸透していない様子です。「児童館は取組のない日も自由に遊べる」「天候の影響で外遊びできない日も館内で遊べる」「手持ちのお弁当を食べられる」ことをおたよりに記載し、子どもたちや地域住民に向けて、児童館の特性を分かりやすく周知するよう努めています。
- ③ 法人の理念については職員研修でも周知が図られているところですが、理解度には個人差があります。嵯峨野児童館としての基本方針を明文化し、職員間で共有することで、より地域に根差した運営が行われることを期待します。

I-2 経営状況の把握

【評価項目】 I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

	標準項目	評価
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(児童館)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
4	定期的に児童館のコスト分析や児童館利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

1	経営環境や実施する児童館活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	—
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【評価項目】I-2-(1)について

講評	
法人の目指す地域社会の実現に向けて、これまでに蓄積された児童養護施設の運営ノウハウが児童館経営にも生かされています	
①	経営バランスをみながら、社会情勢に合わせて賃金規程などの就業規則の見直しを行っています。また人材確保に向けて就職フェアへ出展する際は、法人児童館3館合同でパンフレットを作成しました。
②	京都市児童館学童連盟主催の研修会や児童健全育成推進財団主催の研修会など外部研修に職員が積極的に参加することで、社会福祉、児童福祉の動向について情報収集するようにしています。
③	年1回法人運営の児童館3館共通の利用者アンケートを実施し、各館で利用者層別に利用状況やニーズ等の把握・分析を行っています。
④	児童館ごとに事業費や職員の人件費などの管理が任せられ、独自性が尊重されているとともに、各館の運営課題に対して、法人の施設長会議や主任会議などで内容を検討する機会が設けられています。法人の長年の実績と特性を生かし、児童館運営に対するノウハウの提供や実務のサポートが行われています。

I-3 事業計画の策定

【評価項目】I-3-(1) 中・長期(3~5年)的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期(3~5年)的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

	標準項目	評価
1	中・長期(3~5年)計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	—
2	中・長期(3~5年)計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	—
3	中・長期(3~5年)計画は必要に応じて見直しを行っている。	—
4	中・長期(3~5年)計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての6つの基本特性並びに3つの特性を発揮させるような内容になっている。	—
5	中・長期(3~5年)計画は、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	—

I-3-(1)-② 中・長期(3~5年)計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

1	単年度の計画には、中・長期(3~5年)計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	—
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○

【評価項目】I-3-(1) について

講評	
<p>中・長期計画が策定されていません</p> <p>① 中・長期計画の確認ができませんでした。法人が目指す地域社会の実現に向けて、児童館事業を一つの柱として位置づけ、中・長期的視点を明確にした経営が期待されます。</p> <p>② 児童館は経営法人にとって、法人と地域の子ども・子育て家庭をつなぎ、乳幼児から高齢者までが安心して暮らせる地域社会を目指す拠点として位置づけ、安定した経済基盤の元で運営されています。財務状況は毎年度法人ホームページで開示されています。</p> <p>③ 単年度計画は前年度を振り返り、数値目標や職員の職務分担などの見直しを行ったうえで、実行可能な案を策定しています。</p>	

【評価項目】 I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

	標準項目	評価
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	—
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	—
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	—
4	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	—

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

	標準項目	評価
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	○
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	—

【評価項目】I-3-(2) について

講評	
<p>事業計画の策定プロセスが確認できませんでした</p> <p>① 事業計画の策定の際に職員や利用者の意見がどのように反映されてきたのか、その経緯の確認ができませんでした。活動の振り返りや見直しの際も職員間で意見交換の機会を設け、記録を残すなどの手順を定め、適切に計画策定が行われることを期待します。</p> <p>② 事業計画は、児童館だよりや乳幼児親子向けのおたより、地域ステーションだよりや児童館のホームページ、SNSでも発信されています。児童館運営協力会の会議や児童クラブ入会説明会では、年間スケジュールを提示し職員から出席者へ直接説明しています。</p>	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		評価
1	組織的にPDCAサイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	—
2	児童館活動の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	—
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	—
4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	○
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		評価
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	—
2	職員間で課題の共有化が図られている。	—
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	—
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	—

【評価項目】I-4-(1) について

講評
<p>第三者評価を定期的に受審し、評価結果をホームページで公表しています</p> <p>① 事業計画を策定するプロセスが記録に残されていませんでした。PDCAサイクルに基づき質の向上に向けた取組が行われることが期待されます。</p> <p>② 指定管理の申請年度を区切りとして、第三者評価を受審し、その結果を館長会で報告しています。評価結果を相互分析しあい、自館の職員にも共有することで、組織的な質の向上につなげています。また評価結果はホームページでも公開し、誰もが閲覧できるようになっています。</p>

＜Ⅱ 組織の運営管理＞

Ⅱ-1 管理者（館長等）の責任とリーダーシップ

【評価項目】Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

標準項目		評価
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	-

Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

標準項目		評価
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程 を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-1-(1) について

講評	
<p>コンプライアンスや職場倫理について職員が学ぶ機会を設け、周知や浸透に努めています</p> <p>① 児童館だよりに苦情解決窓口として館長名を公表し、利用者に対して管理者としての責任の所在を明確にしています。</p> <p>② 法人児童館で合同研修会を実施し、法人の就業規則やコンプライアンスマニュアルについて職員が学ぶ機会を設けています。文面を読み合わせるだけでなく、明文化された背景を学んだり、コンプライアンスに抵触し得る事例についてグループで意見交換するなど、現場実践に即した研修が行われています。</p>	

【評価項目】Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○

5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
---	--	---

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【評価項目】II-1-(2) について

講評
<p>法人運営児童館の館長が連携し、児童館経営の改善や質の向上に向けて組織的に取り組んでいます</p> <p>① 行政や京都市児童館学童連盟などが実施する研修会に経験年数やテーマに応じて職員を派遣するほか、法人児童館3館が持ち回りで行う内部研修にも職員が交替で参加する仕組みがあります。内部研修では参加者アンケートを実施し、関心の高かった内容を次回研修のテーマとして取り入れ、法人児童館全体の質の向上に取り組んでいます。</p> <p>② 館長は、非常勤職員の補充や地域ボランティア、講師の配置など、総合的なマンパワーの確保に向けた人員配置を行い、そのために日頃から必要な機関や団体との関係構築に努めています。</p> <p>③ 毎月行われる館長会では、各館の課題や計画などについて情報交換しています。マニュアル策定の際は、各館長が収集した案を持ち寄り、法人児童館として統一されたマニュアルを作りました。各館の指定管理更新のタイミングに合わせて館長会で改訂内容の検討も行われています。</p>

II-2 福祉人材の確保・育成

【評価項目】II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		評価
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
2	児童館活動の提供に関わる専門職（「児童の遊びを指導する者」（以下、「児童厚生員」という。）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○
4	法人（児童館）は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人（児童館）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○
2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(1) について

講評

職員の定着に向け、人事基準と人材育成の仕組みが連動した人材育成計画の策定が期待されます

- ① 法人児童館3館合同で職員募集パンフレットを作成し、民間の就職フェアへ出展しています。また実習生受入れの際は、職員の経験を伝える座談会を設け、「期待する職員像」を具体的に伝えるようにしています。
- ② 非常勤職員の採用にあたっては、各館長へ権限が一任されています。館の採用計画に基づいて、市の放課後児童健全育成事業の職員配置基準を満たす人員配置に努めています。
- ③ 新任職員を対象に、就業規則の内容を理解するための研修会を実施しています。各種手当などの処遇改善や就業規則の見直しは、経営バランスや社会情勢を鑑みながら適宜行われていますが、今後職員が働く意欲と将来への見通しを持って仕事に向かえる仕組みづくりの検討が望まれます。

【評価項目】Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

標準項目		評価
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○
5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(2) について

講評

職員の就業状況や意向を把握し、常に業務改善を行い働きやすい環境づくりに取り組んでいます

- ① 就業規則に基づき、館長が職員の有給休暇の取得状況や超過勤務の把握をおこない、適正な就業管理を行っています。
- ② 職員へ個別ヒアリングを実施し、「自己評価シート」をもとに業務目標やその達成度、異動の希望など各職員の考えを把握しています。また子育てや介護など個別の事情に配慮し、職員同士でフォローし合える職場づくりに努

めています。

【評価項目】Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目		評価
1	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
2	個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目		評価
1	組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
2	現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
3	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4	策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○
5	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
6	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目		評価
1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的な OJT が適切に行われている。	○
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○
4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(3) について

講評

職員の研修参加を推奨し、個人の資質向上と理念の実現に向けた運営に努めています

- ① 半期ごとに職員のヒアリングを実施しています。職員一人ひとりが作成する「自己評価シート」には、自己評価を記入してもらい、ヒアリングの際に館長とともに達成度を確認しています。館長は各職員の進捗や意向を把握したうえで育成に向けたアドバイスをしています。
- ② 職員研修は、主に京都市児童館学童連盟で体系化された研修を受講し、個人別に履修状況を確認できるようにしています。年度ごとに職員の経験やスキルに応じ受講すべき研修を割り当て、対象者へ声掛けしています。
- ③ 法人児童館3館の持ち回り年3～4回の内部研修の企画・運営を行っています。テーマに応じて対象者を明確にし、参加者アンケートを参考にしながら実践的な研修会を実施しています。

- ④ 外部研修については、職員の自己研鑽の機会として希望があれば参加を促し、研修成果を活動に活かす取組を積極的に推奨しています。

【評価項目】Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

- Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		評価
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(4) について

講評
<p>実習生が安心して意欲的に活動できるよう体制を整え、積極的に受入れを行っています</p> <p>① 実習生に向けて「児童館実習の手引き」を作成しています。児童館職員の役割や実習の心得、実習中のスケジュールなどを冊子にまとめ、各自へ配布しています。</p> <p>② 実習前にはオリエンテーションを行い、具体的なスケジュール確認や事前の施設見学にも対応しています。また実習期間中は学生が児童館の仕事に楽しさややりがいを感じられるよう、館長と職員が日替わりで講義を行い、様々な視点からアドバイスを行うようにしています。</p>

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

【評価項目】Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

- Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		評価
1	ホームページ等の活用により、法人（児童館）の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	○
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	—
5	法人（児童館）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（児童館）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

- Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
2	法人（児童館）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
3	法人（児童館）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○

4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○
---	---	---

【評価項目】 II-3-(1) について

講評

法人や児童館のホームページで収支計算書や第三者評価結果などを公表し、透明性の高い運営に努めています

- ① 児童館のホームページを活用し、児童館の基本方針や事業計画、事業報告、決算報告などが公開されています。また初めてサイトを見たかたにも館の取組が伝わりやすいように、乳幼児保護者、小学生などの対象者ごとに行事や募集の案内を掲載し、積極的に利用を呼びかけています。
- ② 第三者評価の受審結果は、評価結果報告書をホームページに掲載し、誰もが確認できるようにしています。また、苦情・相談体制については毎月のおたよりにも掲載しています。
- ③ 法人児童館3館で労務関係の業務を社会保険労務士へ委託し、透明性の高い経営を行っています。また市の会計監査が毎年実施されており、法人でチェックを受けています。

II-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】 II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

標準項目		評価
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○
3	利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	○

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

標準項目		評価
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
2	地域の学校教育等への協力（職場体験、触れ合い授業等）について基本姿勢を明文化している。	—
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	—
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	—

【評価項目】Ⅱ-4-(1) について

講評	
地域ボランティアと児童館との関係性が構築されており、利用者との交流機会が設けられています	
①	法人の倫理規程のなかで地域との関わりについて行動指針が明記されており、児童館でも積極的に地域ボランティアを受け入れています。
②	関係機関や団体などからの事業案内は、館内にポスターを掲示したり、チラシを配架して情報提供しています。また行事などのお知らせはSNSを活用し、広く通知しています。
③	児童館の周年記念事業や関係団体の主催事業などで定期的に地域交流する機会を設けています。地域のおまつりでは、児童館を利用する保護者や地域住民からもボランティアとして協力を得ています。
④	児童館の運営をサポートしてくれるボランティアに恵まれています。受入れに際して登録や事前説明などの確認作業が行われていません。今後、互いに安心して継続的な関係を築くため、資料を明文化し手続きが進められることが望まれます。

【評価項目】Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

標準項目		評価
1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-4-(2) について

講評	
関係機関や団体と地域の福祉課題を共有し、意見交換を行う機会を定期的に設けています	
①	日頃から関係機関や団体と連携し事業や会議を行っています。館長などが参加した会議や収集した情報などは職員間でも共有し、ファイリングしています。
②	自治連合会や学区の社会福祉協議会の役員として館長が参加し定期的に情報交換しています。学校の運営協議会にも参画することで、学校運営に関することや地域住民の情報、児童館での子どもたちの状況について具体的な課題検討を行うことができます。

【評価項目】Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		評価
1	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○

3	法人(児童館)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-4-(3) について

講評

児童館を中心とした地域連携の取組が、コミュニティの活性化につながっています

- ① 地域からの要望を受けて児童館が設立された経緯があり、自治連合会を中心とし、消防団や老人会、小・中学校など地域の子ども・子育てに関する機関や団体と連携し、イベントの開催や地域ニーズの把握に努めています。
- ② 地域の自治連合会や社会福祉協議会の会議に参加し、地域福祉に関するニーズや生活課題などの情報共有に努めています。
- ③ 学区のお祭りの開催や「つながる防災プロジェクト」の取組を通じて、児童館から地域へ防災意識を高めるプログラムへの参加を呼びかけています。また地域の関係団体と実行委員会形式で「さかのえがおワールド」を開催し、地域交流の場を設けています。様々な関係団体と連携し、子どもとともに地域の活性化へ取り組んでいます。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		評価
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	○

Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		評価
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 Ⅲ-1-(1) について

講評
<p>理念や倫理綱領、行動指針で利用者を尊重する姿勢について明記し、職員は研修や実践を通して理解を深めています</p> <p>① 児童養護施設を運営する法人の理念を児童館でも大切にしながら児童館運営が行われています。倫理綱領や行動指針のなかで、個人の尊厳、人権の尊重、自己選択・自己決定権の尊重などについて明記されており、職員は法人のコンプライアンス研修に参加し確認と理解を深めています。</p> <p>② 利用者のプライバシー保護については、コンプライアンス規程及びマニュアルを定め、さらに職員心得などに明示しています。児童館情報はホームページや SNS でも発信しているため、写真掲載についてはルールを定め、保護者からの承諾書と子ども本人からも了承を得るようにしています。</p>

【評価項目】 Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して児童館を利用するために必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		評価
1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの方が入手できる場所に置いている。	○
2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
3	児童館の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○

5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○
---	---------------------------------	---

Ⅲ-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		評価
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(2) について

講評
<p>SNS を活用し積極的に広報するとともに、初めての利用者へ丁寧に対応し継続利用へつなげています</p> <p>① 広く児童館の活動を知ってもらうために、SNS を積極的に活用し、行事の案内や日々の児童館の様子を写真とともに紹介しています。頻繁に更新することでフォロワー数も増加しており、実際の来館へつながることが期待できます。運用にあたりルールを設け、担当職員に誤解や混乱が生じないようにしています。</p> <p>② 玄関にはスタッフの顔写真と名前を掲載し、初めての利用者の信頼につながっています。一方で職員のプライバシー保護のため、個別に掲載許可を得られると安心です。</p> <p>③ 初めての利用者には、おたよりやリーフレットなどをお渡ししたり、館内を案内したりしています。子どもが一人で来館した際は、自分で遊びを選択できるように情報を伝えることを心掛けています。見学はいつでも受入れ、職員が一人ひとりへ対応しています。</p>

【評価項目】Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	—
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	—
4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(3) について

講評
<p>利用者アンケートは設問内容の改善をしながら、より多くの意見収集ができるよう努めています</p> <p>① 毎年度、利用児童や乳幼児・放課後児童クラブ利用保護者に対してアンケートを実施し、活動に参加した感想や要望などを把握しています。</p> <p>② 利用者アンケートの質問項目は、法人運営児童館のよりより運営に向けて、少しでも多くの意見を回収できるように、館長会議で内容を検討し改善を行っています。</p> <p>③ 設備面や活動内容に関しては職員会議で改善案を話し合い、迅速に反映させるようにしています。また職員の対応に関する意見があれば個別面談を行うなどしてスキルアップの機会と捉えて前向きに対応しています。</p>

【評価項目】Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

標準項目		評価
1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理)が整備されている。	○
2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	-
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	○
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

標準項目		評価
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

標準項目		評価
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○
6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(4) について

講評
<p>利用者からの相談や意見に対応する仕組みがあり、利用者への周知に取り組んでいます</p> <p>① 児童館に寄せられた苦情や意見については、法人の苦情解決委員会で他施設の代表者とともに内容や解決のプロセスを検証し、改善方法について検討する仕組みがあります。</p> <p>② 毎月のおたよりには、苦情解決窓口として館長の名前を掲載しています。また館内には意見箱を設置し、様々な方法で利用者が意見を伝えらえるよう備えています。SNSの運用ルールとして、コメントの投稿はできないように設定し、閲覧者同士のトラブルや混乱を予防しています。</p> <p>③ 利用者から苦情が寄せられた際は、受付簿と経緯を記した記録、解決までの記録を残し、鍵のかかる引き出しで保管しています。利用者全体へ影響する案件については、本人の承諾を得て、検討内容と対応策を児童館内に掲示しています。</p>

【評価項目】Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		評価
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

標準項目		評価
1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	-
5	防災計画や事業継続計画(BCP)等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	-

【評価項目】Ⅲ-1-(5) について

講評
<p>子どものケガ、感染症、防災など安全に関する対応マニュアルが策定され、定期的に見直しが行われています</p> <p>① 法人運営児童館共通の「事故防止マニュアル」が策定されており、リスクマネジメントに関する責任者は館長が担当しています。館内で起こったヒヤリハット事例は、その都度日誌に記録し、翌日には全職員が確認して予防策を検討しています。</p> <p>② 安全・安心に関する情報が市や学校が提供されると、保護者へメール配信し情報共有しています。また帰宅時には地域ボランティアによる見守り活動が行われており、地域ぐるみで安全対策に取り組んでいます。</p>

- ③ 法人として「感染症マニュアル」が整備され、感染症の種類に応じた対策を行っています。また行政研修に参加し最新の対応策を学ぶとともにマニュアルに反映させるための見直しを随時行っています。
- ④ 「災害時対応マニュアル」がありますが、緊急時の職員体制や備蓄品の確保などの更新が行われていません。利用者や職員の安全確保に向けた仕組みの構築が至急求められます。コロナのような感染症対策を含め、多くの児童クラブ所属児童が毎日利用する当館でも法人が主体となりBCPの策定が必要と考えます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】 Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

標準項目		評価
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	—

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

標準項目		評価
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○
2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【評価項目】 Ⅲ-2-(1) について

講評	
全職員が一定の水準で運営するための方法を明文化し、職員間で振り返りながら業務にあたっています	
①	法人児童館の合同研修会では、「児童厚生員の心得」として業務マニュアルをテーマにした研修が行われています。仕事に対する心構えや利用者対応、職場倫理などについてグループワークを取り入れ、職員への周知を図っています。マニュアルの見直しは、指定管理の更新年度を目途に、館長会で検討し改訂を行っています。
②	職員の日常的な動きや運営上の手順等は、日々のミーティングや職員会議を通じて職員同士で確認を行うとともに、変更が必要な場合は少人数職場のメリットを活かし即対応するようにしています。

【評価項目】 Ⅲ-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		評価
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○

4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

Ⅲ-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

標準項目		評価
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
3	記録管理の責任者が設置されている。	○
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	○

【評価項目】Ⅲ-2-(2) について

講評
<p>ICT化による業務の効率化と個人情報の管理体制の確立に取り組んでいます</p> <p>① 児童館の活動日誌や児童クラブ日誌は法人で統一された様式を用いて、記録されています。ヒヤリハットや苦情が発生した場合は概略を日誌に記載し、詳細については別ファイルに記録する仕組みです。</p> <p>② ケース会議を行うなど継続的な支援を行っている子どもについては個人別のファイルを作成し、職員間で情報共有が確実にされるよう努めています。</p> <p>③ 個人情報の取扱いに関しては、規程に基づき適切に保管、破棄しています。登録制の活動については、事前に個人情報の取扱いについて説明し、納得したうえで申込みをしていただいています。</p>

《児童館の活動内容に関する事項》

1、児童館の施設特性

【評価項目】 1-(1) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目		評価
1	子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。	○
2	子どもが遊ぶことができる。	○
3	子どもが安心してくつろぐことができる。	○
4	子ども同士にとって出会いの場になることができる。	○
5	年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。	○
6	子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】 1-(1)について

講評
<p>子どもたちが自分の意志で利用できるようになっています</p> <p>① 小学校のグラウンドに隣接しており、子どもたちが行き来できるように、学校と取り決めてあります。フェンスのカギを各職員が管理し、子どもたちの外遊びの要望に対応しています。</p> <p>② 月に5～6回のイベントが地域の方の協力を得て実施されており、自由来館、学童クラブ登録児と一緒に参加できる機会が設けられています。特に「おやつデー(有料)」があり、自由来館と学童クラブの交流の場となっています。</p> <p>③ 自由来館利用の子ども数が少ないです。サービスエリアの子どもに対する広報が不足しているのか。または魅力ある行事が実施できていないと考えられます。</p>

【評価項目】 1-(2) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目		評価
1	地域における子どもの居場所になっている。	○
2	職員が日常的に子どもと関わり、子どものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3	児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこで子どもが自ら成長していくことができる。	○
4	子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	○
5	住民や関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

【評価項目】 1-(2)について

講評
<p>地域の学校、自治会等と連携して運営されています</p> <p>① 子どもの抱える課題や状況に応じて、学校、児童相談所、区の子育て相談、支援担当課との連携体制は整えています。</p> <p>② 学区社会福祉協議会、自主防災、消防分団、小学校PTAなどが所属する自治会連合会と連携して「つながる防災プロジェクト」等を子どもたちが中心に進め、安全・安心を広げるなど、開設20年という期間で地域との信頼関係を築いています。</p>

- ③ 児童クラブに登録していない子どもたちの不安や悩みを受け止める児童館活動の方法を職員で考える必要性があります。例えば、地域に出る児童館活動（アウトリーチ的意味も含めて）等の検討も有効かと思えます。

【評価項目】 1-(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目		評価
1	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2	子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	—
3	子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。	—
4	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
5	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 1-(3) について

講評

法人や京都市児童館学童連盟が主催する子どもの権利擁護に関する学習会に職員が参加しています

- ① 子どもの権利保障については法人の職員倫理要綱に明記されており、職員は研修などで子どもの権利について理解したうえで子どもたちと接しています。
- ② 児童館内に子どもの権利に関する表記がありません。また、子ども自身が権利を学ぶ機会が見受けられませんでした。
- ③ 児童館は遊びや活動を通して、具体的かつ体験的に「生きる権利」「発達する権利」「守られる権利」「社会参加する権利」について子どもたちに伝える責務があります。職員全員でそうした視点から事業全体を再点検してはどうでしょうか。

2、遊びによる子どもの育成

【評価項目】 2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目		評価
1	職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2	子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○
3	遊び及び生活の場で、その時々一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	—

【評価項目】 2-(1) について

講評

子どもの様子を記録し、支援に備えた配慮がなされています

- ① 子どもの発達の基礎知識については法人、京都児童館学童連盟等の研修会や法人が独自に行う職員研修に参加し学んでいます。
- ② 必要な記録は、記載され、保管されており、子ども一人ひとりの状況を職員間で共有しながら支援にあたる事ができます。
- ③ 現在自由来館する子どものケースで検討が必要な事例はないようですが、児童館はその地域に住む子どもすべ

てを対象にしており、支援が必要な子どもを地域住民、各種団体と連携、情報共有し、児童館ができる支援を具体的に再検討することが望まれます。

【評価項目】 2- (2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目		評価
1	子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2	子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3	空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4	子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	—

【評価項目】 2- (2) について

講評

図書室、集会室、ホールに各部屋に遊びを選択できるよう遊具、本が整理されています

- ① 嵯峨野児童館は、空間の広さに対して児童クラブの児童も含めると子どもたちの遊びの自由度が限られると思いますが、遊具、本など整備、整理されており子どもたちが遊びを選択できる工夫がされています。また隣接する小学校のグラウンドを使用するなど立地を生かした運営がされています。
- ② 玩具、遊具、設備の安全面も配慮されています。職員が危険と判断した場合を除いて、子ども自身で考え、遊ぶことができるよう促すように努めています。
- ③ 詩吟教室、将棋教室など子どもたちが興味のある機会を専門家の指導で実施しています。子どもたちの自発的・創造的な遊びができる児童館の環境とは何かを職員間で検討し確認することが望まれます。

【評価項目】 2- (3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

標準項目		評価
1	乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に気軽に来館している。	—
2	幅広い年齢の子どもと一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	—
3	職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4	職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長と その中での個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5	子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	—

【評価項目】 2- (3) について

講評

小学生以外の利用が少なく、異年齢の交流機会がありません

- ① コロナの影響で昨年度は幼児とその保護者の利用が少なく(R4年度は平均1日4人程度)、中・高校生世代の利用もほぼない状況で、異年齢の日常的な交流はありませんでした。コロナ前に行われていた夏休み中の子どもたちと乳幼児が触れ合う「ちびっこ先生」などの再開が望まれます。
- ② 児童館の空間的制約もあり児童クラブ以外の利用が難しいこともありますが、午前中の子育て支援等の充実を図り、長期休暇時のふれあいの機会が設けられることを期待します。
- ③ 児童クラブでは子ども一人ひとりを把握し、その子ども集団に関してもきめ細やかに注意を払っています。その上で集団の中での子どもの育ちを大切にして、子どもたち自ら問題を解決する力を育てることも目標に取り組んで

います。

3、子どもの居場所の提供

【評価項目】 3-(1) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが、日常的に気軽に来館できる。	—
2	来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。	○
4	利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○

【評価項目】 3-(1) について

講評

来館者の把握は入館時に適切になされています

- ① 門に自動ロック、防犯カメラが設置されており、事務室で常時確認することができます。子どもたちが安全に過ごせる環境づくりに努めています。
- ② 入館時に氏名など記入する来館者名簿が玄関に常時準備されており、利用者の把握がなされています。しかし、誰でもその用紙を見ることができ、個人情報保護の観点からは配慮が求められます。
- ③ 幼児や障害のある子どもが服を汚した時などに使用できる沐浴室が倉庫になってるため、改善が望まれます。

【評価項目】 3-(2) 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		評価
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	○
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	—
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	—
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	—

【評価項目】 3-(2) について

講評

中・高校生世代の利用が見受けられません

- ① 残念ながら中・高校生世代の利用がほとんどありません。小学生時代の利用がその後の利用につながるケースが多いので、中・高校生世代にとっても安心安全な居場所としての児童館運営を期待します。
- ② 2階に図書室、遊戯室が設置され、子どもたちが選択して遊べる空間が保証されています。
- ③ 日常的な中・高校生世代の利用がないため自主的な活動や企画がありません。地域の大きなイベント(さがのえがおワールドなど)での児童館主導の中・高校生世代の取組(運営、出し物)をきっかけにして、中・高校生世代に対して、相談や自己実現のできる居場所としての児童館をアピールする方法が考えられます。
- ④ 運営法人は児童養護施設を70年以上運営し、児童養護福祉に関する深い専門知識とノウハウを持っておられると思います。こうした法人の特色を児童館も共有し、思春期の発達特性や近年の中・高校生世代の課題(不登校、引きこもり、自死、ヤングケラー等)にも積極的に取り組まれることが望まれます。

4、子どもの意見の尊重

【評価項目】 4-（1）子どもの年齢及び発達に応じて子どもの意見を尊重している。

標準項目		評価
1	子どもの年齢や発達に応じて子どもの意見を尊重している。	—
2	意見だけでなく子どもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的に子どもの声を拾い、職員間で話し合っ、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	—
4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、子どもたちの間から活発に出されている。	—

【評価項目】 4-（1）について

講評
<p>子どもの興味ある遊びを行事に取り入れています</p> <p>① 「詩吟教室」「昔遊び教室」「将棋教室」「子どもお花教室」「フラダンス」など特徴的な行事を地域住民の協力得て実施しています。</p> <p>② 月1回の「おやつデー駄菓子屋さん」は有料ですが、児童クラブの子どもたちと自由来館の子どもたちが楽しみにし、交流できる場になっています。</p> <p>③ 子どもたちの声（要望やアイデア）が反映された行事や活動が少ないようです。できることから、子どもたちが運営する児童館を目指していただきたいです。</p>

【評価項目】 4-（2）子どもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		評価
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	—
2	子ども会議、子ども企画、子ども実行委員会など、子どもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	—
3	職員会議や研修の場等で、子どもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動に子どもの意見を反映した、具体的な事例がある。	—

【評価項目】 4-（2）について

講評
<p>具体的に子どもの意見を汲み取る仕組みは実施されていません</p> <p>① 日頃から子どもたちの意見や思いを各職員はしっかり聴いて接しています。</p> <p>② 遊具やおもちゃ等への子どもたちの意見はできる限り反映していますが、その反面、定期的なアンケートは実施されておらず、子どもたちの意見、アイデアを汲み取り、客観的に児童館運営を見直す機会が設けられていません。</p>

5、配慮を必要とする子どもへの対応

【評価項目】 5-（1） 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

標準項目		評価
1	障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用する子どもの間で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めている。	—

【評価項目】 5-（1）について

講評
<p>行政と相互連絡がとれる体制が構築されています</p> <p>① 放課後等デイサービスとの交流事業を実施しています。</p> <p>② 京都市児童相談所、右京区はぐくみ室（京都市独自の区ごとの子育て支援相談、支援拠点）、学校等との連携体制はとれています。いじめが起こった時は、学校、家庭と連携して速やかに対応しています。また、虐待を発見した場合には速やかに行政につなぎ対応しています。</p> <p>③ 京都市右京区要保護児童対策地域協議会には右京区の児童館の代表が委員として参加しています。</p> <p>④ エレベーター、点字の案内などの設備面での合理的配慮はなされていません。また、子どもたちが見えるところに「悩み聞きます」「チャイルドライン」「児童相談所虐待対応ダイヤル 189」などの掲示物がありません。</p> <p>⑤ 不登校の子どもが時々利用しています。子どもたちの様子は日誌の中に記入されていますが、配慮を必要とする子どもの変化や職員の対応を継続的に確認できる個人ファイルでの管理が望まれます。</p>

【評価項目】 5-（2） 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	—

【評価項目】 5-（2）について

講評
<p>保護者、学校との連絡は密にとっています</p> <p>① 児童クラブ所属児童の保護者とは1年に1回個人懇談を実施して、家庭の様子を把握するとともに必要に応じて学校長、担任と連絡をとっています。</p> <p>② 配慮が必要な子どものケースについて京都児童館学童連盟の巡回指導員に指導を受けています。</p> <p>③ 前項と同じくケースの記録がしっかりされていません。配慮を必要とする子どもについての記録はとても重要です。ケースごとの記録は他機関（児童相談所、はぐくみ室、学校、警察等）との連携の基本になり、また職員間の</p>

情報共有や職員の異動があっても継続的に情報が引き継がれるための基本データとなります。虐待や自死などの命にも係わるため、職員間で配慮が必要な子ども、親、家族と判断した場合はケースごとの記録をつけることが望まれます。

6、子育て支援の実施

【評価項目】 6-（1） 保護者の子育て支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	—
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	—
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	○
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

【評価項目】 6-（1）について

講評

専門家、地域住民の協力を得て子育て支援事業を行っています

- ① 「赤ちゃん講座」「子育て講座」「ぷにゅぷにゅ広場」「ミュージックケア」「足形アート」「すくすくひろば」などで民生委員や保育士など地域で活動する専門家や地域住民の協力を得て子育て支援事業を実施しています。
- ② コロナ禍の影響もあるでしょうが、令和4年度の乳幼児の一日平均利用は4名でした。京都市右京区の乳幼児の人口は京都市内でも3番目に多く児童館に対する子育て支援の需要は決して少なくないと推測されます。特に長期休暇以外の午前中（10時～12時）の乳幼児利用は多いと考えられます。育児休業制度を利用している保護者たちの児童館への期待は高いと思います。
- ③ 嵯峨野児童館には駐車場はありませんが、乳幼児を連れた親が利用しやすいように玄関前に駐輪場、ベビーカーは玄関先に置けるように配慮されています。

【評価項目】 6-（2） 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○
2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	○
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	—

【評価項目】 6-（2）について

評価

地域住民と協力して乳幼児支援を実施しています

- ① 地域の専門家を講師とした子育て支援活動を実施しています。
- ② 前項で記した通り、現在は乳幼児とその親の利用が少なく、自主的育児サークルはできていません。保護者が参加しやすい自由参加の活動から登録制のクラブ活動へつなげることで、保護者主体の活動への展開が期待されます。
- ③ コロナ禍以前は「中・高校生と乳幼児のふれあい事業」は実施されていました。学校や地域と連携しての取組や夏休みの「ちびっこ先生」などが再開されることを期待したいです。

7、地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】 7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取り組んでいる。

標準項目		評価
1	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2	児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	○
3	地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。	○
4	地域の子どもの育成活動に協力している。	○
5	地域住民や NPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】 7-(1) について

講評
<p>自治連合会や学校など地域の関係団体や関係機関と連携して活動しています</p> <p>① 子どもたちが主になり「つながる防災プロジェクト」を自治連合会や大学、NPO と共に取り組んでいます。地域住民も参加する「防災運動会」や「防災スタンプラリー」を企画し、「防災」をキーワードに地域連携と健全育成の環境づくりにつなげています。</p> <p>② 地域各種団体が協賛する「さかのえがおワールド」に職員が実行委員として参加し、嵯峨野児童館で日頃から練習している「詩吟教室」「フラダンス」「ケン玉」を多くの方の前で発表するなどの機会を作っています。</p> <p>③ コロナ終息後、地域での健全育成活動も再開してきているようですからより一層の連携を期待します。</p>

8、ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】 8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		評価
1	子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	—
2	子どもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	—
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	○
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】 8-(1) について

講評
<p>地域住民をボランティア講師として活用しています</p> <p>① 乳幼児とその保護者が対象の「足型アート」や「赤ちゃん講座」など、子育て中の保護者が企画運営を行い、保護者同士の交流を楽しむ活動が定着しています。また小学生対象のクラブ活動や「おやつデー」の取組など、地域住民をボランティアとして積極的に活用しています。</p> <p>② 子ども主体の活動が現在はされていない(中断している)ため、子どもボランティア育成には至っていません。</p>

9、子どもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		評価
1	子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1) について

講評
<p>安全に利用するための配慮が十分になされています</p> <p>① 正門の自動ロック、防犯カメラ、小学校とのフェンス扉の管理、児童クラブの出席 IT 化など安全に対して十分な配慮がなされています。またコロナ感染拡大時に玄関に手洗い場を新設し、利用時の手洗いを徹底しています。</p> <p>② 京都市児童館学童連盟の研修、救命救急講習を受けている職員がいますが、今後、応急処置の方法について実践的な研修を取り入れることを検討しています。</p> <p>③ 法人の作成する事故対応マニュアルに従い事故報告を行うとともに、ヒヤリハットも共有しています。</p> <p>④ 日々のおやつや夏休みの食事提供「お弁当いらんでー」などに備え、児童クラブではあらかじめアレルギー調査を行い、事故を未然に防いでいます。</p>

10、学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		評価
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○
5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○

【評価項目】 10-(1) について

講評
<p>学校・地域との関係を築き、連携して児童館運営を行っています</p> <p>① 学校(校長、主任、担任)と密な関係が構築されています。担任の先生を通して子ども個々の情報を共有したり、緊急時には館長と校長先生が直接連絡を取り合い連携する体制を整えています。</p> <p>② 館長が自治連合会、社会福祉協議会、小学校の運営協議会の委員として、各団体で推進する活動へ積極的に参加することで、地域との信頼関係を築きながら連携を進めています。</p>

- ③ 「つながる防災プロジェクト」に子どもが主体的に参加することで、地域組織や大学、NPOなど、新たな連携を通じた地域とのつながりが生まれています。

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		評価
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	—
2	子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	—
3	運営協議会等は、年間を通して定期的に開催し、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	—

【評価項目】 10-(2) について

講評
<p>運営協議会は設置されていません</p> <p>① 嵯峨野児童館のある地域は地域住民、学校の連携活動が活発に行われており、メンバー的にも日程的にも児童館運営協議会を設置することが困難であることはわかりますが、児童館ガイドラインに明記されているように児童館運営協議会の設置は重要な意味があります。</p> <p>② 地域の一人でも多くの人に児童館を知ってもらい、児童館の事業を理解してもらい、また児童館の事業に協力してもらい、児童館と新たな連携を創造し地域の子どもたちや子育て世代のサポーターを増やすためにも運営協議会の設置の前向きな検討を期待します。</p>

※以下の項目は選択項目です。児童館内で放課後児童クラブを行っている場合のみご記入ください。

11、放課後児童クラブの実施（選択項目）

【評価項目】 11-(1) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

標準項目		評価
1	放課後児童クラブが市区町村の基準条例（最低基準）に基づいて行われている。	○
2	放課後児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもとが交流できるよう活動を工夫している。	○
3	放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。	○

【評価項目】 11-(1) について

講評
<p>表題（簡潔に表す）</p> <p>① 児童館で嵯峨野小学校の全児童の 1/5 の100名を超える児童を放課後児童クラブで受け入れ、基準に沿ってしっかり運営されています。</p> <p>② いろいろな行事には学童クラブ児童と自由来館の子どもたちが一緒に参加でき、交流できるようになっていますが、自由来館の子どもの参加は少ない状況です。</p> <p>③ 防災プロジェクト、さかのえがおワールドなどで直接地域住民と交流する機会ができています。</p>

総 評

■特に良い点

ポイント1	地域の子どもや保護者のニーズに応えています
	嵯峨野児童館はまず隣接する嵯峨野小学校の全児童の 5/1 にあたる、100 名を超える児童が登録する児童クラブを運営しています。さらに小学校内に第2学童クラブの設置が現在検討されているようです。この大きな地域のニーズに応え、安全かつ安定的に児童館を運営していることは大きな社会的役割を果たしていると言えます。
ポイント2	子どもたちが遊びを選択できるように環境が整備されています
	嵯峨野児童館は2階建てですが、総床面積は267㎡と、広いとは言えない空間です。しかし、子どもたちが遊びを選択して過ごせるように工夫されています。階段を上ったところのデッドスペースを活かした小さなままごとスペースや移動式のマンガラック、大型遊具を出しやすく整理された遊戯室の倉庫、小学校との信頼関係の上に成り立つ校庭の使用許可やフェンスの扉の鍵の管理など、多くの子どもたちが好きな遊びを選んで遊べるよう、館長、職員一同の努力が伺えます。
ポイント3	地域の各種団体と密な関係を築き運営されています
	嵯峨野小学校、自治会、社会福祉協議会等の地域の各種団体との関係がとても良好です。地域の大きなイベントやプロジェクトにも積極的に参加しています。日常の会議や打ち合わせ、準備、当日の運営、そして何よりも子どもたちや保護者が主体的に参加できるよう配慮されています。館長、職員にとっても負担がかかっていることが推測されますが、その努力と熱意は嵯峨野児童館が地域に必要な児童福祉施設として認識され、大きな役割を担っていると推測します。

■改善が望まれる点

ポイント1	児童クラブ所属児童以外の子どもたちにも遊びを届ける工夫が期待されます
	<p>嵯峨野児童館は自由来館利用する子どもたちが少ないです。放課後児童クラブと自由来館型の併設型ですが、コロナ禍で自由来館の子どもたちの利用が少なくなっていたことも大きな要因であると思います。加えて隣接する小学校の全児童の1/5の児童を放課後児童クラブで受け入れているため、人的にも空間的にも余裕がないのが現状だと思います。しかし、児童館の遊びを通した健全育成の目的からも自由来館の子どもたちの利用を増やしていく方策が必要だと思います。</p> <p>児童公園などを利用した移動児童館で地域の子どもたちが集団で遊ぶ機会の保障、職員と子どもたちが出会う機会の確保に取り組むことも有効かと考えます。様々な課題を抱える地域の子どもたちのウィルビーイングを援助、支援していくことは大変なことだと想像しますが、ぜひ館長を中心に開館以来20年間積み上げられてきた実践を再確認してトライされることを期待します。</p>
ポイント2	子育て世代から必要とされる施設となることが期待されます
	<p>嵯峨野児童館のある京都市右京区は市内でも子育て世代の多い地域ですが、乳幼児とその保護者の利用が少ないです。児童館は地域の子育て支援の拠点であり、頼りになる場所となることも重要です。専門家を招いた乳幼児親子対象のプログラムとは別に、職員と保護者の接点を増やし、気軽に話のできる場が作られることが期待されます。職員と保護者が出会う機会を増やし、乳幼児と保護者が気軽に安心して過ごせる場づくりが行われることを期待します。</p>
ポイント3	中・高生世代の居場所として機能することが求められます
	<p>嵯峨野児童館は中・高校生世代の利用がほとんどなく、児童クラブを卒業した後も児童館を利用することが少ないようです。現在、子どもたちの第三の居場所（サードプレイス）の必要性が言われ、特に思春期の子どもたちにとって重要です。児童福祉施設の中で唯一「0歳～18歳までのすべての子ども」が自由に利用できる児童館で、中・高校生世代（思春期）に安心を得る子どもは決して少なくないと思います。その意味で児童館は第三の居場所（サードプレイス）になり得ると考えます。生き生きとした中・高校生の姿は、小学生の良きロールモデルともなりますので、中・高校生世代が児童館の運営に携わる機会が作られることを期待します。</p>